

所管課	監査委員事務局															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策									
	対象外			対象外			対象外									
事業：監査事業										整理番号	0507					
目的	法令により定められた監査、検査及び審査を行う。															
目標	監査計画のもと、例月現金出納検査、決算・基金運用状況・財政健全化・経営健全化審査、定期監査、財政援助団体等監査、工事監査等を適正に実施する。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		3,865		コスト情報・評価	総コスト(千円)		21,146		総合評価	A		妥当性	A		
	財源内訳	一般財源		3,865		内訳	事業費		3,865		評価理由	効率性		A		
		国府支出金		0			人件費		17,281			有効性		A		
		地方債		0			公債費		0			監査計画に基づき適正に監査等を実施した。また、専門家のノウハウを活用した出資団体監査を実施し、監査の充実が図れた。				
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		187							
							世帯あたり(円)		448							
貢献度		施策に対する事業貢献度		根拠												
今後の方向性	市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、それらが公正で合理的かつ能率的に行われているかについて、監査委員が行う監査において適正に実施する。															

事業優先順位	1 細事業：監査事業										整理番号	01
目的	法令により定められた監査、検査及び審査を行う。											
目標	監査計画のもと、例月現金出納検査、決算・基金運用状況・財政健全化・経営健全化審査、定期監査、財政援助団体等監査、工事監査等を適正に実施する。											
事業実施主体	直営	事業開始年	昭和47年度以前	根拠法令	地方自治法等							
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)		平成24年度	比較			
	財源内訳	一般財源		3,865		内訳	事業費		21,146			
		国府支出金		3,865			人件費		3,865			
		地方債		0			公債費		17,281			
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		0			
				0			世帯あたり(円)		187			
		0	職員数(人)		448							
		0	再任用職員数(人)		2.15							
		0			0.10							
今後の方向性	市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、それらが公正で合理的かつ能率的に行われているかについて、監査委員が行う監査において適正に実施する。											
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	執行機関、財政的援助を与えている団体等							
	A	A	A									

事業：監査事業

監査計画のもと、例月現金出納検査、決算・基金運用状況・財政健全化・経営健全化審査、定期監査、財政援助団体等監査、工事監査等を適正に実施した。

細事業：監査事業

1. 監査等の執行状況

- (1) 平成24年度の監査計画に基づき次の表のとおり監査を実施した。なお、河内長野都市開発株式会社を監査対象とした財政援助団体等監査は、監査委員事務局の事前調査を有限責任監査法人トーマツに委託した。

種別	時期	監査対象等
例月現金出納検査※	4月～3月（毎月2日間）	会計課・上下水道部
定期監査※	4月～5月	議会事務局
	7月～9月	教育推進部
	11月～1月	地域福祉部
	2月～3月	健康増進部
決算審査※	6月～8月	公営企業会計、一般会計・特別会計、基金の運用状況、財政健全化・経営健全化
随時監査※（工事監査）	1月～3月	都市建設部
財政援助団体等監査※	11月～1月	社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会
	2月～3月	公益社団法人河内長野市シルバー人材センター
	10月～2月	河内長野都市開発株式会社

※ 例月現金出納検査…地方自治法第235条の2の規定に基づき毎月1回、会計管理者等から提出された検査資料について、その計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに、保管現金の確認を行う検査

※ 定期監査…地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行う監査

※ 決算審査…地方自治法第233条等に基づき決算について、決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が適正かつ効果的に行われているかなどの審査

※ 随時監査…地方自治法第199条第1項及び第5項に基づき定例監査を補完するうえで、監査委員が必要と認めるときに実施するもので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行う監査。

※ 財政援助団体等監査…地方自治法第199条第7項の規定に基づき市が財政的援助を与えている団体の出納その他の事務について行う監査

- (2) 住民からの請求に基づき次の表のとおり監査を実施した。

收受日	請求要旨	監査結果
平成25年 2月13日	不当利得返還等請求事件の訴訟代理人の委任契約不履行及び指定代理人の服務規律違反等の法令違反により、市が損害を被っていると、契約の解除及び精算並びに指定代理人の懲戒の措置を求める。	平成25年3月 29日棄却

2. 会議・研修会への参加

河内南都市監査委員会定期総会・事務研究会（4月16日3人）、大阪府都市監査委員会定期総会・研修会（4月18日4人）、近畿地区都市監査委員会総会・研修会（5月25日3人）、全国都市監査委員会総会・研修会（8月30日及び31日1人）、河内南都市監査委員会委員・職員事務研究会（10月12日1人）及び近畿・北陸・東海三地区共催都市監査事務研修会（11月1日及び2日3人）に参加した。